

一般社団法人全国医学部長病院長会議 謝金支給申し合わせ

平成26年11月1日
会 長 制 定

(目 的)

第1条 一般社団法人全国医学部長病院長会議（以下「本会議」という。）における謝金の支給に関する事務の取扱いについては、他に特別の定めのある場合を除くほか、この申し合わせの定めによるものとする。

(謝金の種類)

第2条 謝金は、その内容に応じ次のとおりとする。

- (1) 講演謝金
- (2) 単純労務謝金
- (3) 通訳謝金
- (4) 翻訳謝金
- (5) 原稿翻訳校閲謝金
- (6) 会議出席謝金
- (7) その他の謝金

(事業実施上の手続)

第3条 謝金を伴う本会議の事業の実施については、次の取扱いによるものとする。

- (1) 謝金を伴う事業を実施する場合、委員会委員長、ワーキンググループ座長及び小委員会委員長（以下「委員長等」という。）等は、事業を実施する期日までに事務局へ謝金の申請書(様式任意)を提出し、会長等の承認を得るものとする。
- (2) 実施する委員長等は、事業実施後、終了報告書を事務局に提出し支払いを依頼するものとする。
- (3) 事務局は、その支払いの要因となる事業の実施確認を行い、支給手続きを行うものとする。

(謝金の支給)

第4条 各謝金の支給単価については、別表に定める基準単価を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由により基準単価を超えて支給する場合、又は別表項目内容に該当しない謝金を支給する場合は、謝金申請書(様式任意)に特別単価設定理由を添付し、予め会長等に算定単価の承認を得るものとする。

(その他)

第5条 この申し合わせに定めるもののほか、謝金の支給に関し必要な事項は別に定める。

(別表)

一般社団法人全国医学部長病院長会議謝金基準単価表

項目	基準単価 (上限額)	内容	消費税
講演謝金 ・特別講演謝金	1回当たり 57,000円	記念式典や記念講演的な性格を有し、特別なテーマで本会議会員等を対象に著名人に依頼し支払う謝礼	課税
・一般講演謝金	1回当たり 35,000円	専門的なテーマについての講演を本会議外の者等に依頼し支払う謝礼	課税
単純労務謝金	1時間当たり 1,000円	資料収集や会場整理等の単純労務を本会議職員以外の者に依頼し支払う謝礼	不課税
通訳謝金 ・逐次(英語) ・逐次(その他) ・同時(英語) ・同時(その他)	1日当たり 80,000円 " 80,000円 " 85,000円 " 85,000円	国際会議、国際シンポジウム等で通訳を依頼し支払う謝礼 ※ 8時間を超える場合は時間単価に25%増	課税
翻訳謝金 ・和英(200ワード) ・英和(400字詰) ・その他和(400字詰)	原稿1枚当たり 6,300円 " 3,200円 " 4,200円	本会議外の者に翻訳を依頼し支払う謝礼	課税
原稿翻訳校閲謝金 ・外国語1枚(200ワード)	原稿1枚当たり 3,200円	本会議外の者に原稿の翻訳校閲を依頼し支払う謝礼	課税
会議出席謝金 ・協力者会議等(一般)	1回当たり 12,500円	本会議で実施する会議・委員会等において、本会議外の者等に出席依頼し支払う謝礼	課税
その他の謝金	実情を勘案し積算	上記項目、内容に該当しない謝金	